

建設水道常任委員会

令和6年3月13日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎伴 吉晴	○井上 卓也	齋藤 文夫
横田 敏文	宮崎 和彦	木澤 正男
中川 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
総 務 部 長	西巻 昭男	都市建設部長	上田 俊雄
建設農林課長	手塚 仁	同 課 長 補 佐	田中 弘二
同 課 長 補 佐	平本 吉男	都市創生課長	福居 哲也
同 課 長 補 佐	上田 和弘	同 係 長	土谷 純
同 係 長	菅田 修久	上下水道課長	岡村 智生
同 係 長	松尾 一樹		

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 井上委員、齋藤委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

署名委員に、井上委員、齋藤委員のおふたりを指名します。おふたりには、よろしくお願いします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

1. 付託議案、（1）議案第16号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 手塚建設農林課長。

建設農林
課長

おはようございます。

それでは、議案第16号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明を申しあげます。

最初に議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

建設農林
課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書末尾、斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧くださいと思います。

今回の改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の一部改正に伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容 法令の改正による条文整理等所要の改正でございます。2. 施行期日 令和6年4月1日から施行いたします。

以上、議案第16号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（ な し ）

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（2）議案第17号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 岡村上下水道課長。

上下水道

それでは、議案第17号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例に

課長	ついて、ご説明いたします。 はじめに議案書を朗読いたします。 (議案書朗読)
上下水道 課長	それでは、議案書の最後にございます要旨に基づきまして、ご説明申しあげます。 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が、令和6年4月1日から施行されることに伴いまして、水道法等による権限が、厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されますことから、本条例において所要の改正を行うものでございます。 1. 改正内容につきましては、水道法の規定を引用している「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」等に改めるものであります。 2. 施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行いたします。 以上、議案第17号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、何とぞ原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。
木澤委員	今回、厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されるということですが、れども、簡単で構いませんので、法律の変わった内容を教えてもらえますか。
委員長	岡村上下水道課長。
上下水道 課長	今回の改正の内容でございますが、水道事業に関わるものについて、水質衛生に関わるものが環境省に移管され、施設の老朽化対策や耐震化への対応、災害発生時における復旧支援、渇水の対応などが国土交通省に移管されるということになっております。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第28号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 岡村上下水道課長。

上下水道
課長

それでは、議案第28号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について、ご説明いたします。

はじめに議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

上下水道
課長

議案書の最後にございます要旨に基づきまして、ご説明申しあげます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が、令和6年4月1日に施行されることに伴いまして、水道法等による権限が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されますことから、本規約において所要の変更を行うことについて、地方自治法第290条の規定に基づき、組合員の各議会におきまして、議会の議決を求めるものであります。

なお、規約の施行期日につきましては、令和6年4月1日からとなっております。

以上、議案第28号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更についての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、何とぞ原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第28号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 認定第1号 町道認定についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 手塚建設農林課長。

建設農林
課長

それでは、認定第1号 町道認定について、ご説明を申し上げます。

最初に議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

建設農林
課長

本議案につきましては、都市計画法第29条の開発道路5路線につきまして、道路法第8条第1項の規定により町道に認定するものであり、同法第8条

第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

それでは、整理番号順に、各路線についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、本日の配布資料の資料1をご覧ください。

1枚目が認定する5路線でございます。2枚目が各路線の位置図、3枚目以降が、各路線の詳細図を添付いたしております。

まず、資料の3枚目、右上に記載しております整理番号1の町道1002号線でございます。本路線は、斑鳩町法隆寺西2丁目1800番3先を起点とし、同所1800番5先を終点とする延長66.32メートル、最大幅員14メートル、最小幅員6メートルの開発道路でございます。

次に、裏面整理番号2の町道1003号線でございます。本路線は、斑鳩町龍田北2丁目2613番3先を起点とし、同所2616番17先を終点とする延長66.1メートル、最大幅員が13.3メートル、最小幅員が6メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号3の町道4088号線でございます。本路線は、斑鳩町龍田南2丁目166番7先を起点とし、同所166番10先を終点とする延長26.2メートル、最大幅員が10.8メートル、最小幅員が6メートルの開発道路でございます。

次に、裏面の整理番号4 町道595号線でございます。本路線は、斑鳩町龍田西2丁目1464番6先を起点とし、同所1464番5先を終点とする延長35.53メートル、最大幅員は8メートル、最小幅員は6メートルの開発道路でございます。

次に、同ページの整理番号5 町道596号線でございます。斑鳩町龍田西2丁目1464番14先を起点とし、同所1464番13先を終点とする、延長13.37メートル、最大幅員は13.1メートル、最小幅員は6メートルの開発道路でございます。

以上、認定第1号 町道認定の説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、原案どおり認定いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

	木澤委員。
木澤委員	直接的にはこの議案の審議とは関係ないかもしれませんが、資料番号3のこの地図ですね、ちょっと古い地図なんかなと思いますけども、中央公民館の隣は法隆寺線でもう開通してますよね。
委員長	手塚建設農林課長。
建設農林 課長	申し訳ございません、最新の地図で、今後提供させていただきます。
委員長	ほかにございませんか。
	(な し)
委員長	これをもって、質疑を終結します。 お諮りします。 本案については、当委員会として、原案どおり認定することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 よって、認定第1号については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。 次に、2. 継続審査を議題とします。 (1) 都市基盤整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 福居都市創生課長。
都市創生 課長	継続審査、都市基盤整備事業に関することにつきまして、前回の委員会以降、特に報告させていただく事項はございません。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、３．各課報告事項を議題とします。

(１) 議案第２０号 令和５年度斑鳩町一般会計補正予算(第１５号)について、理事者の報告を求めます。 手塚建設農林課長。

建設農林
課長

それでは、議案２０号 令和５年度斑鳩町一般会計補正予算(第１５号)についての内、当委員会の所管に関することにつきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。補正予算書の９ページから１０ページをお願いいたします。

はじめに、第１３款 分担金及び負担金、第１項 分担金では、第１目 農林水産業費分担金で、三室井堰の改修等を実施していくにあたり、井堰整備計画等策定業務を行う費用の地元分担金として、団体営土地改良事業費分担金２２５万円の増額をお願いするものであります。

次に、第１５款 国庫支出金 第２項 国庫補助金では、第４目 土木費国庫補助金の第１節 道路橋りょう費補助金で、道路の新設改良に係る国庫補助金の認証が当初見積りを下回ることから、社会資本整備総合交付金８６０万２千円の減額をお願いするものであります。

１１ページから１２ページをお願いいたします。

次に、第１６款 県支出金 第２項 県補助金では、第４目 農林水産業費県補助金の第１節 農業費補助金で、農業次世代人材投資事業補助金について、新規就農者１名が給付条件を達成できないことなどから、農業次世代人材投資事業補助金１，４２５万円の減額、第２節 農地費補助金で、国の第１号

補正予算により、防災重点ため池の耐震性調査等に要する費用の一部に係る補助金が前倒しで認証されたことから、震災対策農業水利施設整備事業費補助金 3, 050 万円の増額をお願いするものであります。

次に、第 17 款 財産収入、第 1 項 財産運用収入では、第 1 目 財産貸付収入の第 1 節 土地建物貸付収入で、マルシェ・宿泊施設等誘致事業用地の賃貸料を減額することから、土地賃貸料 775 万 1 千円の減額をお願いするものであります。

次に、13 ページ、14 ページをお願いいたします。第 22 款 町債、第 1 項 町債では、第 3 目 農林水産業債の第 1 節 土地改良事業債で、国の第 1 号補正予算により、県営で実施している桜池の耐震化工事等に要する費用の一部に係る補助金が前倒しで認証され、町負担分の費用の増額に対し、地方交付税措置のある町債を活用することから 910 万円の増額、第 4 目 土木債の第 1 節 道路新設改良事業債で、道路の新設改良に係る国庫補助金の認証減に伴い、事業実施を見送ることから 770 万円の減額をお願いするものであります。以上が、歳入の補正内容であります。

15 ページから 16 ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第 2 款 総務費、第 1 項 総務管理費では、第 6 目 企画費では、第 12 節 委託料で、和のあかりと未来へのひかり事業に係る不用額として 188 万 5 千円の減額をお願いするものであります。

次に、17 ページから 18 ページをお願いいたします。第 5 款 農林水産業費、第 1 項 農業費では、第 4 目 土地改良事業費で、歳入で申しあげました国の第 1 号補正予算により、防災重点ため池の耐震性調査等に要する費用の一部に係る補助金が前倒しで認証されたことに伴い、その事業費として、第 12 節 委託料で、あわせて 3, 500 万円の増額、第 18 節 負担金補助及び交付金で 693 万円の増額をお願いするものであります。第 7 目 地域農政推進対策事業費では、第 18 節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました農業次世代人材投資事業補助金について、新規就農者 1 人が給付条件を達成できないことなどから 1, 425 万円の減額をお願いするものであります。

次に、第 6 款 商工費、第 1 項 商工費では、第 2 目 商工業振興費の第 1

8節 負担金補助及び交付金で、商工業者債務保証料補給の交付見込額が当初見積りを上回ることから100万円の増額、生活応援券の発行に係る不用額として573万7千円の減額をお願いするものであります。

次に、第7款 土木費、第2項 道路橋りょう費では、第2目 道路新設改良費で、歳入で申しあげました道路の新設改良に係る国庫補助金の認証減に伴い、事業実施を見送ることから、第16節 公有財産購入費で717万4千円の減額、19ページから20ページの第21節 補償補填及び賠償金で1,870万円の減額をお願いするものであります。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表 繰越明許費補正についてであります。歳出において増額補正を申しあげました事業を含め、本年度末までの完了が見込めないことから、農林水産業費、土木費、あわせて6,336万7千円の予算措置をお願いするものであります。

5ページをお願いいたします。第3表 地方債補正についてであります。

歳入で申しあげましたとおり、土地改良事業で限度額を1,270万円に増額、道路新設改良事業で限度額を390万円に減額をお願いしております。

以上で、議案第20号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）についてのうち、当委員会に関するものについての説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
齋藤委員。

齋藤委員 すみません、18ページのところの商工費の18 負担金補助及び交付金のところの先ほどの生活応援券補助金が、不用額が573万7千円とありますけれども、これはどのぐらいの利用率だったのか教えてもらえますか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生 生活応援券の利用率につきましては、全体で97.17%となっておりますし

課長	て、前年度96.67%でございましたので、0.5ポイント分増えたという状況となっております。
委員長	木澤委員。
木澤委員	呉竹の関係ですね、前回やったかな、報告受けて1,300万円でしたっけ、いくよということで、町民の皆さんにも色々意見聞いてみたんですけども、その基準やったら一定理解得られるかなというのが私の感触でした。なので反対はしませんが、今後ですね、まずやっぱりきちっとホテル建てていただいて、開業にこぎつけていただくというのが大事だと思うんですけども、資金も借りてその後の状況ですね、どんな感じが教えてもらえますか。
委員長	福居都市創生課長。
都市創生課長	現在呉竹荘と、進捗状況の管理につきまして、毎月定例の会議を開いておりまして、呉竹荘の中でどういう検討をされているかというのは、随時確認しているような状況でございまして、現在呉竹荘の方では、現駐車場の敷地内で建てるホテルの中につきまして、当初計画していたところがコロナ前でございましたので、コロナ後の旅行業界の全体の情勢がどのようになっているかというのを判断して、計画の中身について検討しているところと聞いております。 以上です。
木澤委員	今回また新たに覚書の期限について、ちょっと延長するという形で更新されていると思いますが、そこには影響はないということで理解していいでしょうか。
都市創生課長	現在期限となっております令和8年3月末までの開業に向けて、そのスケジュールに沿って現在進めているところでございまして、そのスケジュールについては影響は全くございません。

木澤委員	何度もいいですけど、まずはやっぱりオープンしていただくと。そこの運営状況を見させていただいて、今回やっぱりこの間、町としても色々減免してきましたんで、その点について今後呉竹のほうもですね、やはり町に対して色々協力をしていただくということも必要かなというふうに思いますんで、今回については一定理解を示しておきますので、またよろしく願いしておきます。
委員長	今、委員からの質疑の中にもありましたように、やはりこの件に関してはできる限りの情報を公開していただいて、また委員会で報告していただければと思います。よろしくお願いします。 ほかにございませんか。 中川議長。
議 長	20ページの物件等補償1,870万、ちょっと説明聞き逃したんやったらお許しいただきたいが、これなんの物件の補償なんやろ。
委員長	手塚建設農林課長。
建設農林 課長	道路新設改良工事で、建物がその路線に影響するということで、その物件補償を計上しておりましたが、国の補助金の認証を得られなかったため、減額補正とさせていただいているところでございます。
議 長	ということは補償しないという理解でええんか。
建設農林 課長	補助金の額がつかなかったんで、今年度、実施ができないということで、減額の方させていただいたというところでございます。事業は今後、補助金を活用しながら事業のほうは進めていきたいと考えております。
議 長	具体的にどの路線なんやろ。
建設農林 課長	301号線といいまして、興留新池から東小学校の間の路線でございます。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

議案第20号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認します。

次に、（2）水道事業の県域一体化について、理事者の報告を求めます。

岡村上下水道課長。

上下水道
課長

それでは、水道事業の県域一体化について、令和6年3月6日、第3回 奈良県広域水道企業団設立準備協議会が開催されましたことから、その概要を報告させていただきます。資料につきましては、当日配布された資料と同じ資料を提示させていただいております。

資料2をご覧ください。1ページをお願いします。「県域水道一体化の目的」でございます。改めて県域水道一体化についての目的、課題が説明され、令和7年4月からの事業統合を目指すこと、また、能登半島地震の発生により、施設整備の計画的実施により、水道施設の一層の強靱化を図っていくことや基幹管路と浄水場の耐震化率の見通しが示されました。

次に2ページをお願いいたします。「組織体制について」でございます。

正副企業長会議の設置や、その下に首長によるテーマ別部会を設置、重要事項等を全構成団体の長で協議を行う運営協議会が設置され、それぞれの機関の定数については、表のとおりとなっています。企業団議会につきましては、基本計画に示されているように全構成団体から選出するとされており、38名が定数となっています。本町は、その他の市町村の議会の議員から1名の選出に該当いたします。

次に3ページをお願いします。企業団本部の位置についてでございます。田原本町宮古地内にあります、現田原本町保健センター・子育て広場が、令和7年4月から本部となります。

次に4ページをお願いいたします。水道料金についてでございます。まず、基本的な考え方ですが、水需要の減少や水道事業の老朽化等に対応し

つつ、健全な事業運営の持続性確保のためには、適正な水道料金等による収入の確保が重要であり、このため、5年ごとに現行料金水準で向こう5年間の財政が健全に確保できるかを三つの指標から検討されます。また、その期間中も、災害や急激な物価上昇など想定外の事態により、財政の健全化に支障が生じていないか、毎年度チェックすることとなります。

次に、下段の料金体系案でございますが、市町村の現状等を踏まえ料金体系を統一します。まず、区分の設定ですが一般用・浴場用の2区分とし、口径別としては13mm～200mmまでの10区分となっています。次に料金設定ですが、基本料金と従量料金の二部料金とされています。

斑鳩町の現在の料金体系につきまして、区分は一般用のみ、口径別は13mmから100mmまでの8区分となっております。また、料金設定は統一料金と同様の二部料金となっているところでございます。

次に5ページをお願いします。統合後当面の料金体系（案）でございます。水道料金決定のための基本設定としまして、収益的収支が、期間中黒字を確保、資金期末残高が、給水収益の1年分相当を確保、企業債が給水収益の3倍以内になるよう発行を制限しこれらの条件が充足されるよう、水道事業経営に必要な費用の合算を総括原価として算定し、総括原価と料金収入が一致するように水道料金が算定される総括原価方式により設定いたします。

下段のグラフをご覧ください、財政健全性確保のための三つの指標によるシミュレーションとなっています。

収益的収支の差を示しているのが緑色の線であります、黒字かどうかの指標となっています。

次に、資金期末残高は青色の線で示されており、黄色の線で示されています給水収益の1年分を確保出来ていることの指標となっています。

次に企業債ですが、濃い鼠色の線が企業債残高となっており、黄色の線の給水収益の3倍相当以内になっていることが推移から確認できます。

これらの方法により水道料金水準を確認しながら、水道料金が算定されることとなります。

次に6ページをお願いします。用途別・口径別の料金単価でございます。

市町村の現状、実際上の使用者の水道料金を考慮しつつ、企業団全体の必要

料金収入総額を確保できるように設定されています。表のとおり口径別に10区分の基本料金と使用量に応じて逦増していく従量料金の体系となっています。

下段になりますが、統合後の料金体系を適用すれば単独経営の場合に比べて料金が上がる使用者について、その居住する市町村の統合前の料金体系を適用する経過措置を設けています。経過措置の期間は、料金改定の検討期間であります5年となっております。

次に7ページをお願いします。参考として、先ほど説明しました料金体系による水道使用者モデルケースの一月当たりの水道料金のグラフとなっています。橙色の横線が統合後の統一料金水準、縦線が各市町村の現行の料金水準となっています。その中で青色の縦線は、料金が下がる市町村となっており、橙色の線が現行料金より高くなり、経過措置が適用される市町村となっています。斑鳩町につきましては当該モデルケースでは、統一料金が現行料金より安価になっています。

本町の使用量では、口径20mmの0立方メートルから10立方メートルまでをお使いの方が1,808件、11立方メートルから20立方メートルまでをお使いの方が2,980件、21立方メートルから30立方メートルまでをお使いの方が2,335件と全体の約62%を占めております。

具体的に水道料金を比較いたしますと、口径20mmで、10立方メートルを使われた場合は、現在の町水道料金ではひと月当たり2,233円ですが、統一後の水道料金は1,892円となり、341円の減となります。また、20立方メートルの場合は、町水道料金は、ひと月当たり4,103円で、統合後の水道料金は、3,509円となり、594円の減となります。また、30立方メートルの場合は、町水道料金はひと月当たり5,973円ですが、統一後の水道料金は、5,533円となり440円の減となります。

斑鳩町の給水件数は約1万1,500件のうち約95%の方が、水道料金が下がることとなります。

一方で、従前の料金より統一後の方が高くなる場合として、口径20mmで0立方メートルの方は、基本料金のみとなり、町水道の基本料金は935円ですが、統一後の基本料金は957円となり、22円増となります。

また、口径13mmでひと月138立方メートル以上お使いの方や、口径20mmでひと月134立方メートル以上お使いの方、口径25mmでひと月206立方メートル以上お使いの方、口径40mmでひと月527立方メートル以上お使いの方など大口需要者は、現在の町水道料金より、統一後の水道料金が増となります。具体的に例を挙げますと、口径20mmで134立方メートルをご使用の方では、現在の町の水道料金は4万711円ですが、統一後の料金は4万746円と、35円の増となります。

このような統一後の料金が増となります方は、経過措置として、経過期間5年間は、斑鳩町の水道料金が適用されることになります。

なお、経過措置が適用される件数は、口径20mmで0立方メートルの方は403件、大口需要者となる口径13mmで138立方メートル以上の方は1件、口径20mmで134立方メートル以上の方は6件、口径25mmで206立方メートル以上の方は3件、口径40mmで527立方メートル以上の方は3件となっております。

次に8ページをお願いします。施設整備の具体的計画についてでございますが、浄水・取水・送配水施設などの広域的施設について広域化施設整備計画、既存の老朽化が進む施設・管路等については統合後当面10年間の経年施設更新計画が策定されます。

次に9～10ページでございます。広域化施設整備計画案では、浄水・取水施設、送配水管施設についての年度別の事業計画でございますが、本町には該当する施設はございません。

次に11ページでございます。経年施設更新計画では、まず管路の年度別・地域別の令和7年度から16年度までの10年間の事業計画でございますが、本町において主には、大口径の塩化ビニル管の配水管の更新を計画しており、毎年約2億1千万円の工事を実施し、10年間の総事業費は21億4千万円となっております。

次に12ページをお願いします。施設・設備の年度別・地域別の10年間の事業計画でございます。斑鳩町につきましては、浄水として使用していました目安地区の取水井戸の返還に伴います補償として、農業用水として活用されています、取水井戸の維持管理に必要な費用が計上されています。

次に１３ページをお願いします。施設整備に関する主な指標の照会と、単独経営と企業団になった場合の指標の見通しでございます。

次に１４ページをお願いします。「その他」として、「市町村下水道業務の一部受託について」であります。受託業務の範囲は、下水道使用料徴収に係る業務としており、下水道使用料調定１件当たりの手数料の委託単価が市町村の経費負担となります。

次に「簡水１１村等の水質検査の受託について」であります。企業団が他の団体の水質検査を受託する場合には、水質検査に係る経費を基に、従量手数料と基本手数料の２体系での経費負担となります。

次に１５ページをお願いします。「不参加団体への用水供給単価について」でございます。広域化に伴う国交付金及び県の財政支援による投資額抑制効果、維持管理費等の縮減効果のメリットは、用水の供給単価の算定に反映しないこととし、用水供給単価は１ｍ^３当たり１３６円となります。

次に１６ページをお願いします。「当初不参加団体の途中参加」についてであります。途中参加の条件等については、首長によるテーマ別部会を設けて詳細を検討することとし、統合後における企業団の施設整備や不参加団体の施設整備の進捗状況を踏まえて検討することとなります。

最後に１７ページでございます。「今後のスケジュール」についてでございますが前回からの変更はございません。

なお、各市町村長から水道料金の経過措置についての意見等がありました。これらの案を進めていくことで承認されております。

以上、水道事業の県域一体化についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
齋藤委員。

齋藤委員

ちょっと教えてもらいたいですけれども、５ページのところ、グラフですけれども、企業債残高が増えていっているのは、なぜ増えていっているのか。
１６年度を一番下にして、ずっと右上がりにのぼっていきますけども。

委員長	岡村上下水道課長。
上下水道 課長	こちらにつきましては、老朽管の更新、施設の更新等を整備していくことによりまして、起債等の金額が必要となってきますので、そちらの方により企業債が増加していくといったところでございます。また、これまでの他市町村、斑鳩町も含めた分の企業債というのが今現在もございますので、そちらの方と合計して新たに企業債というのを借りるということでございます。
齋藤委員	令和7年度は、単位分かりませんが、段々下がって行って、令和16年度にずっと下がって行って、それ以降ずっとのびていっているというのは、これは令和16年度までは管の変更はしないからということなんでしょうか。それともなんか別の意味で上がってきているのか。その辺のところを教えてもらえないでしょうか。
上下水道 課長	こちらにつきましては、企業団になりまして10年間というのは、県の補助金、国の補助金、国庫交付金等ですね、が支給されますので、10年間はその費用を主に使いまして整備していくことから、このようなグラフとなっております。
齋藤委員	そうしましたら、企業債残高が給水収益の3倍以内となっておりますけども、なってますんで、企業債残高が増えていけば、当然のごとく給水単価も上がっていくということは、水道料金も上がっていくという形になると思いますけども、水道料金、給水収益がずっと横ばいになってますけども、だんだん人口が減っていったら、給水量も減っていくと思うんですけども、その辺のところの調整っていうんですかね、企業債残高が増えていく、給水量は減って行って、そして水道料金は高くなっていく、というような形でよろしいでしょうか。
上下水道 課長	こちらの供給単価につきましては、赤色のグラフで示されておりまして、約5年ごとに供給単価が上がっていくということになっております。これにつきましては、企業残高と基本の設定の指標に基づき、こういった形で値上げになっ

ていこうだろうというところのシミュレーションでございます。

齋藤委員　もうひとつ教えてもらいたいのが、水道料金がほとんどの方は安くなる、しかし一部の方は高くなる、高くなる方は年間据え置きしますということですが、まずひとつは安くなる方についても、こうこうこうで安くなるけども、いずれ高くなっていくんですよということをはじめてからPRしておかないと、いきなりどんと上がってしまったら、住民の方、戸惑うことがあるんじゃないかなと思いますので、県水一体化になるときに、あわせて住民についても、もうちょっと詳しく、こんな状況で今、単価が安くなって、高くなっていくんですよということをわかりやすく説明していかないと、後々混乱おきないかなということと、もうひとつは、高くなっている方は5年間据え置きますけども、5年経ったら高くなるんですよというのをまた個別に言うておかないと、いきなり高くなったら、また住民がなんでやという話にならないかなという気がしますんで、その辺の住民に対しての啓発っていうか告知っていうか、PRっていうか、その辺のところどのように考えているのか、教えてもらえないでしょうか。

委員長　岡村上下水道課長。

上下水道課長　こちらの統合後の水道料金等の周知についてということでございますが、こちらにつきましては、現在、当然部会等でも話し合われている中で、具体的には来年度、企業団発足しまして、その後に、11月の予定でございまして、その後に企業団議会の議決前ということもございまして、そういったことも留意しつつ、ホームページ、広報紙を活用して周知をしていきたいということになっておりますことから、これらの状況を踏まえた中で周知等については考えていきたいということで考えております。

齋藤委員　ホームページ、広報紙だけじゃなんかこう全部伝わらないんじゃないかな、みたいな感じ、広報紙の一枚物に書いてあっても、住民よく見てなければ伝わらない、いきなり、水道料金安くなったぐらいでなんでやろって思う、もう

ちよっとなんかこう大きな紙で広報紙に折込みして、住民にわかるような形にしないと、難しいんじゃないかなという気がするけども。その辺のところはお考えはないでしょうか。

上下水道課長 今後、企業団のほうに、そういった意見があるということをお伝えさせていただいて、調整してまいりたいと考えております。

委員長 木澤委員。

木澤委員 まだ加入が決まったわけではないので、きちっと比較したうえで最終判断していく必要があると思うんですけれども、まずですね、前回知事が変わって、これまで示されてきたシミュレーションどおりにはいかないよということで、その時にはまだ料金設定は示されてなかったと思うんですけれども、今回、189、1,892円か、5ページのところで供給単価で令和7年度、189って書いてますけども、これが新たに示された単価だということで理解していいでしょうか。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道課長 委員おっしゃるとおりで、新たに示された単価ということでございます。

木澤委員 もともと示されていた数字がいくらだったか教えてもらえますか。

上下水道課長 昨年度ですね、2月に統合の話が合った時点での状況でございますが、当時は供給単価ですね183円、30年後経ちました36年で262円ということとなっております。

木澤委員 いろんなものの加味されているんで、ここでちょっと聞いても中身はわからないんでしょうけども、今回1ページのところで、能登半島地震発生ということも書いていただいてまして、これについては今後必要なことというのは精査さ

れていくかなというふうに思うんですけど、先ほど課長のほうで、齋藤委員もおっしゃっていたように、上がる人と下がる人、ケースをおっしゃっていただいていた、あと今回推計表、料金体系表とかいろいろ新たになりまして、今回、県で出された資料そのまま、今日、出していただけてますけども、また今後ですね、斑鳩町の方の資料も、つくっていただけるというふうに理解してよろしいでしょうかね。

上下水道課長 また、料金体系等ですね、詳細に示した資料のほうを作成させていただきまして、報告させていただきたいと思います。

木澤委員 加入した場合と、加入しなかった場合ですね、どういう推計になるのかっていうのを、見て比較できるようなものがあればと思いますので、お願いをしておきます。それとですね、15ページのところの不参加団体の用水供給単価、この用水っていうのがよくわからないんですけども、この136円となっておりますけども、不参加団体のほうが供給単価がだいぶ安いんですか。

上下水道課長 こちらの方、不参加団体につきましては、この不参加というか、斑鳩町も含めて企業団になりますので、当然事業を、交付金もらったメリットとかも加味した金額となっておりますので、mあたりなんぼかというのは、今、資料はございません。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時53分 休憩)

(午前9時55分 再開)

委員長 再開します。 岡村上下水道課長。

上下水道課長 136円につきましては、受水費となっておりますので、ご了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

次に、(3) 公共下水道事業に関することについて、理事者の報告を求めます。岡村上下水道課長。

上下水道
課長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。資料3をご覧ください。

令和5年度には、継続工事を含め図中で記しております7か所の路線で面整備等の工事を実施いたしました。

まず、令和5年度の単年度工事では、青色路線の7工区－3、緑色の10工区－6、橙色の22工区－1、水色の19工区－2、黄色の9工区－4、赤色の5工区－6、継続工事では、黄緑色の17工区－1でございます。

継続事業については令和6年度に、それ以外はすべて年度内に完了する予定をしております。これによりまして、令和5年度の整備延長は約1.7km 整備面積は、約6.5ヘクタールとなっております。

続きまして、資料の2枚目、公共下水道接続申請状況でございます。令和6年2月末の状況でございます。本年度に入り、226件の申請を受け付け、申請総数が5,050件となっております。接続率は76.1%でございます。

次に、融資あっせん利用総数は、1件の申請を受け付け、総数は62件となっており、浄化槽雨水貯留施設転用申請総数は、4件の申請を受け付け、総数は63件となっております。

続きまして、資料の3枚目をお願いします。公共下水道事業計画図でございます。青色破線で囲んでいる区域が下水道予定処理区域386ヘクタールでございます。そのうち、水色で着色している供用開始区域及び、本年度工事が完了した区域として約279.5ヘクタールでございます。

また、令和6年度に予定している下水道工事路線を赤色で着色いたしております。整備延長約1.5km、整備面積約3.5ヘクタールの予定でございま

す。

また、現在、小吉田2丁目地内から興留4丁目地内で整備が進められている、いかるがパークウェイに合わせて、公共下水道を整備していく必要があることから、いかるがホールや上宮遺跡公園といった公共施設と合わせて都市計画決定区域に編入するため、令和5年11月に町都市計画審議会に諮問し、その後、奈良県知事の同意を得て、12月27日に都市計画の変更を行いました。令和6年度には、奈良県において流域下水道事業計画が見直されることや西和医療センターの移転計画もございますことから、本町においても、奈良県と変更内容の調整及び整合を図りながら、事業計画区域の拡大を行う予定でございます。

以上、下水道事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
宮崎委員。

宮崎委員

最後の地図なんですけど、東小学校の西側のこの区域だけ、これマンションかな、建っているんですけど、囲って真っ白になっているということは、これは供用開始ができないとか、それとも接続してないのか、その辺教えていただけますか。

委員長

岡村上下水道課長。

上下水道
課長

そちらの地域につきましては、認可区域に入っていないということで、事業計画には入っていないということでございます。

宮崎委員

そうですね、これ入っていないってすごいあれですよ、一角だけ孤島みたいになっているから。これ周りから繋がれへんのかなと思うんですけど、わかりました。これとかね、下のほうで第三団地近くにもなんか家が数軒建って、その真ん中がまた供用されていないということですけども、飛び飛びで残るより、できたら整備していただけたらなと、まあそれだけは要望しておきま

	す。
委員長	木澤委員。
木澤委員	今の関連して、なんでここだけそんなことになっているんですか。
委員長	上田都市建設部長。
都市建設 部長	今、委員さんおっしゃるマンション、ハイツについては黄色の道が斑鳩東小学校の横を抜けて通る道になって、ちょっとこの地図が細かくて、ちょっと小さくてわかりにくいんですけども、マンション、ハイツを示されているのか、ちょっと確認させていただきますけども、マンション、ハイツが入っていないかというところを確認させていただきます。
木澤委員	ぱっと見、なんかあるのかなと、建物があるのかなと思ったけども、また確認していただいてと思います。あと、この黄色で塗っているところがまだ未整備ですよというところなんですけど、この中でも建物のないところも黄色で残ってしまっているんですけど、整備予定のないところと、だから家があって接続するところで、どんだけ残っているのかなっていうのがわかる地図っていうのはないんですかね。この田んぼがあるところやったら整備せえへんっていうことでしょうけども、黄色で残ってしまっていると、ゆくゆく整備していくというふうに見えるので、そうじゃない、どんだけ家、建物が残ってて、そこが未整備で残っていますよというのがわかるようなものがあると分かりやすいかなと思うんですけど。
委員長	岡村上下水道課長。
上下水道 課長	現在この黄色の区域につきましては、家が建っていないところもございますが、当然ここで家が建つといったことがありましたら、そういったことで公共枿の申請等されましたら設置していくということでございますので、市街化で

もでございますし、そうしたことで区域に入っているということでございます。

委員長

ほかにはございませんか。

(な し)

委員長

他に、理事者側から何か報告しておくことはございませんか。

福居都市創生課長

都市創生
課長

斑鳩町歴史的風致維持向上計画（第２期）の策定状況について、ご報告させていただきます。

まず、１２月の当委員会でご報告いたしました第２期計画のパブリックコメントを実施した結果についてであります。１名の方からご意見をいただきましたが、パブリックコメントの手法等に関するものであり、計画案の変更を要しない内容でありました。

このことから、２月２２日付けで、同計画案で、認定申請を国へ提出し、国の関係省庁での審査等を経て、来週の３月１８日に認定される見込みとなりました。

なお、明日３月１４日に、国の関係省庁と合わせて、報道機関へ同時発表を行う予定であり、住民の皆様への周知につきましては、５月の広報紙、及び、町ホームページへの掲載を予定しているところであります。

以上、斑鳩町歴史的風致維持向上計画（第２期）の策定状況についてのご報告とさせていただきます。

委員長

岡村上下水道課長。

上下水道
課長

上下水道課から１点、ご報告させていただきます。水道事業職員採用試験についてでございます。

奈良県広域水道企業団への移行に伴い、今後、派遣・転籍する水道職員が必要となることから水道事業職員の人材確保を目的に、採用予定日を令和６年４

月1日として、昨年10月に実施いたしました職員採用試験の結果でございますが、総務を担当する一般事務職員、工事を担当する事務職員とも、合格者はいませんでした。

こうしたことから、令和6年10月1日採用の職員採用試験を実施してまいりたいと考えております。試験の方法につきましては、書類選考、適性試験、口述試験といたします。募集職種は、前回と同様、総務を担当する一般事務職員1名、工事を担当する職員1名として、社会人経験を有する者を対象に、受験可能年齢を35歳以下として実施することといたします。

なお、試験の概要につきましては、町広報紙及び町ホームページ等に関係記事を掲載する予定としております。

委員長 それらの報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 この水道の職員採用試験ですけれども、応募はどれぐらいあったんですか。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道課長 まず、一般事務の職員が3名、工事担当する職員が1名ございまして、そのうち試験に関しましては2名辞退がありましたので、各業種1名ずつの試験をされたということでございます。

木澤委員 これまた同じように採用がなかった場合というのはどうなっていくのかな。また今度の試験で内容・基準変えたりとか、そういうことをしはるんですか。

上下水道課長 今回、昨年度初めてこういった状況を実施する中で、今回は年度途中の10月からということで、逆に社会人等ですね、新卒ではなくといったところの方も申し込みしていただけるのかなということで、今回こういった試みをしているところでございます。

委員長	もうちょっとわかりやすく。お願いします。
上下水道 課長	今、申しましたように、昨年採用者がなかったことから、時期等ですね、整理しながら、より多くの方が申し込みいただけるように考えて、新たに今回、こういった募集を実施させていただくということで考えておりますので、また今後、詳細な内容等については、検討していくことということになっております。
委員長	ほかにございませんか。
	(な し)
委員長	ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。 次に、4. その他について、各委員さんから質問やご意見等がありましたらお受けします。 中川議長。
議 長	町営住宅に申し込む条件の中に、「自治会に入ること」というようなそんな文言はあるのかな。
委員長	手塚建設農林課長。
建設農林 課長	ちょっと今手元に資料がなく、また確認はさせていただきたいと思います。
議 長	住民さんというか、入居者の方から聞いた話やから、たぶんあるのかなと思うねんけども、自治会というのは任意の団体で、住民さんが自由に入ることができる団体や思うねんけども、斑鳩町が経営やないけども、管理している町営住宅に入るときに、自治会に入らなければならないというような条件をつけても問題にならないのかということを確認だけさせていただきたい。そない思いますので、また調べておいてください。その点、総務部長どうでっか。問題あらへんのかな。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 議長おっしゃいますとおり、あくまでも任意の団体ということで、総務課窓口のほうでも、できる限り入ってくださいねという要請は窓口のほうで、お聞きになられた際にはしておりますけれども、個々の判断で入っていただくものということで、窓口に来られた方にはそういった説明をしているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっと3つほど、ちょっと聞きたいねんけどね、西和医療センター、この前締結されたんかな、新聞載ってましたけども、西和医療センター、これからどうなるかわからんけど、この先に国と県の遊水地つくると言ってたんですけど、新しくこれ西和医療センターつくるんやったら、その地下に遊水地をつくってもらえるような要望をしたらどうかなと私は思うんですけど。あと三代川の浚渫工事、途中、どれぐらいかな、途中で終わっておるんですよ、それなんで途中でやめているのか、というのをちょっと聞いていただきたいのと。あと西和医療センターどうなるかわからないって、どこからの進入路で、道路拡幅が必要な場合結構あると思うんで、その辺出来たらそういう、ある程度というか、計画決まりましたら、この委員会に図面とかその辺提出していただきたいなと思います。

あと、もうひとつはこの前、下司田池の話なんですけど、今、下司田池は斑鳩町が管理しているんですか。斑鳩町のものになっているのか、その辺ちょっとお聞かせ願えますか。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 下司田池は当初、財産区の関係で管理はしていたところですけども、現在は斑鳩町のほうで管理しているところでございます。以上です。

宮崎委員　　今、斑鳩町にということで、この前ちらっと聞いてたら、堤防が崩れるとかその辺の結構費用がかかるような話をされていたんですけども、なぜ私にしたら埋め立てへんのかなと。防災の関係で防火水槽やったらつくれるし、埋め立てしたらそこが避難所にもなるということで、なぜ池のまま、今、利用もないのにそのままにしてあるのか、その理由を教えてほしいんですけど、よろしく。

総務部長　　現在、色々な経緯がございまして、現在、斑鳩町のほうで管理しているところでございます。管理につきましては必要に応じて、管理を行っておりまして、今、そういった形で色々な整備を、今、委員さんのほうがおっしゃいましたけども、これまでも周辺住民さんからの声もございましたことから、現在に至っているところでございます。以上です。

宮崎委員　　周辺の人の意見といいますか、そのままにしたら、そのままずっと池のままで置いていくということで、その先の計画はないということで理解しておいていいのかな。

総務部長　　この先というのは、池がどういう状態かということもございまして、そういったことを総合的に勘案しまして、必要ならばまた議会のほうにご相談申し上げまして、色々議論していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

宮崎委員　　私はその答えはあまり理解できへんけども、池を維持するために公費使うっていうのは、ちょっと私も解せないところは結構あるんですけども。できれば早く、できるだけ費用のかからないように、池で置いておいたら堤防決壊したり、人が落ちたりとか、結構いろんなことが起こるんで、その辺、斑鳩町も管理大変かなと思うんで、またそれに公費使うということが、果たしてどんなものかなと思いますんで、この先十分検討していただきたいと思いますんで、よろしくをお願いします。以上です。

委員長	他の宮崎委員の質問についてはどうですか。 手塚建設農林課長。
建設農林 課長	ご質問の中の三代川の浚渫、土砂上げについてでございますが、今年度、土砂上げをさせていただいたことにつきましては、8月頃ですね、第一地所自治会より三代川の浚渫のご要望がございました。このご要望の箇所につきまして、今現在すべての浚渫を終わったというような状況でございます。
宮崎委員	その自治会の前だけをやっているということで、三代川全体の浚渫は、その自治会からの要望がなかったら、その場所しかやらないということで理解しておいていいのかな。
建設農林 課長	今年度の浚渫につきましては、そのようなところでございます。それ以外につきましては、随時、河川管理者が適切に実施するというで聞いているところでございます。
宮崎委員	何年かに1回溢れるような川やから、できたらね、下流から全部してほしいねんけど。なんでそんな中途半端なことするのか、また、それは県と十分協議してもおて、いうたらおかしいけど、できたら、やるんやったら、いっぺんにやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
委員長	私のほうから。結局三代川のやつは、正直いうていつ最後してくれはったんかわかりませけど、西小の近くの下流の部分に相当溜まっているように私も思うんですけど、最後いつやったかというのはわかりますやろか。いつさらってくれはったか、結構溜まっているなという感じはするんですけど。神南のほうですね。また県のほうに確認していただいたら。 ほかのやつでもうひとつあったと思います。 福居都市創生課長。
都市創生 課長	西和医療センターの移転に関する事についてでございますが、西和医療センターの場所ですとか、建物規模っていうのがまだ県のほうで検討中でございます。

まして、そちらの方決まってまいりましたら、進入路ですとかがどうなるのかってというのがまた見えてくるということもあると思いますので、それにつきましては、また進捗、進みましたら必要に応じて報告させていただきたいと考えておりますので、どうぞご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。 手塚建設農林課長。

建設農林 先ほどの中川議長のご質問に対するご回答になるんですけども、斑鳩町の町
課長 営住宅入居者募集要領で、いろんな要件を入居希望の方にご説明しているところ
 でございますが、この中で、団地入居後は当該地区の自治会の加入をお願い
 しますということで、あくまでお願いということでお声かけさせていただいて
 るところでございます。

委員長 中川議長。

議 長 入居後やから、申し込むときには入居するか決まってないから、入ったあとは自由、本人の個々にまかすでええねんな。

建設農林 お願いですんで、そのとおりでございます。
課長

委員長 ほかにございませんね。

(な し)

委員長 ないようですので、その他についてはこれをもって終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会します。

お疲れ様でした。

(午前10時20分 閉会)